指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を経る必要があり、令和5年12月市議会定例会の議決により指定することとなります。

記

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称:北九州市立若松図書館

所 在 地:北九州市若松区本町三丁目11番1号 (ベイサイドプラザ若松3階) 施設内容:開館年月 明治36年11月 (平成12年4月現施設に移転開館)

延床面積 2,015 m²

構 造 鉄筋コンクリート造 地上14階・地下1階(3階部分)

蔵書数 198,442冊(令和5年4月現在)

貸出者数 44,211人(令和4年度) 貸出冊数 178,627冊(令和4年度)

名 称:北九州市立若松図書館島郷分館

所 在 地:北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号(島郷合同庁舎2階)

施設内容:開館年月 昭和54年5月(平成21年7月現施設に移転開館)

延床面積 490 m²

構造鉄筋コンクリート造2階建(2階部分)蔵書数42,055冊(令和5年4月現在)

貸出者数 22,212人(令和4年度) 貸出冊数 95,597冊(令和4年度)

(2) 指定期間

令和6年4月1日~令和11年3月31日(5年間)

(3) 指定管理者候補の概要

名 称:TRC·ACE共同事業体

構成員:株式会社図書館流通センター 北九州営業所

(北九州市八幡西区黒崎城石1番1号)

特定非営利活動法人北九州スポーツクラブACE

(北九州市八幡東区昭和一丁目1番5号)

代表者:株式会社図書館流通センター 北九州営業所

2 指定の経緯

令和5年 8月 8日 募集要項配布 令和5年 9月20日 募集締め切り 令和5年10月 5日 第1回指定管理者検討会の開催 令和5年10月12日 第2回指定管理者検討会の開催

(1) 応募資格

図書館の管理運営を行う能力を有する法人、その他の団体で、本社、本店又は主たる営業 所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所 に有すること(個人による応募は不可)。また、募集説明会に参加していること。

グループでの応募も可能。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定め、 上記の要件をその代表団体に求める。

(2) 応募状況

説明会参加:5団体

応 募:4団体(株式会社ヴィアックス、株式会社日本施設協会、ナカバヤシ株式会

社福岡支店、TRC・ACE共同事業体)

3 選定方法

指定管理者候補の選定に当たっては、学識経験者や専門家等からなる指定管理者検討会を開催し、あらかじめ設定した選定基準に基づき、書類審査やヒアリング等を行い、提案書や応募団体に関する書類などを総合的に検討した。市は、検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員(5名)[五十音順]

・[読書ボランティア関係者] 尾場瀬 淳美 (絵本専門士)

・「学識経験者」 中尾 泰士 (北九州市立大学基盤教育センター教授)

• [財務関係専門家] 増田 幸一 (中小企業診断士)

・[障害者団体] 森 聖子 (北九州市身体障害者福祉協会常務理事)

•[北九州市立図書館協議会]山中 啓稔 (北九州市立図書館協議会委員(公募))

5 選定基準

選定基準(=審査項目)及びポイント

1 指定管理者としての適性

(1)公立図書館の管理運営に対する基本的考え方(理念・方針)

- ・図書館運営の基本的視点、あるいは設置目的や性格(生涯学習施設、情報収集・発信拠点施設)を十分理解したうえで、図書館の役割認識及び運営理念(考え方)をもち、その内容が優れているか。
- ・事業者の独自性(個性)が発揮されているか。

(2) 安定的な人的基盤や財政的基盤

・経営状況が良好で、長期にわたり安定的な管理運営を行う人的・財政的基盤等を有しているか。 または、確保できる見込みがあるか。

(3) 管理運営実績や専門的知識を有する

- ・図書館運営の業務実績があり、一定の成果をあげているか。
- ・図書館運営の専門的知識や経験を有し、熱意や意欲が高いか。
- ・複数団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担が明確になっている か。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に関する取り組み

- ・施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が図書館の効用を最大限に発揮し、設置目的(図書館管理運営の基本的な考え方)に沿った成果が得られるか。 以下の点を考慮した取り組み内容であるか。
- ・利用者ニーズに応えられる窓口対応や蔵書管理等に対する適正かつ具体的な提案はあるか。
- ・読書に親しむ子どもや大人を増やす具体的な提案があるか。
- ・中央図書館や子ども図書館、他の地区図書館との連携が図られているか。
- ・地区の幼稚園、保育園、小・中学校、特別支援学校、障害児童支援施設等との連携した取り組 みについての提案があるか。
- ・区役所、市民センター、子育て関連施設、商業施設、レジャー施設等の多様な施設との連携した取り組みについて提案があるか。
- ・地元自治会、NPO・ボランティア団体、郷土史会等との連携した取り組みについて提案があるか。
- ・障害者の就労支援への貢献について具体的な提案があるか。
- ・読み聞かせボランティアの育成や子ども司書の養成等、子ども読書活動推進のための取り組みについて具体的な提案があるか。
- ・広報活動を通じて、利用者への情報提供が図られるような効果的な提案があるか。
- ・ボランティア活動支援や、利用者が参画できるイベントなど、親しみやすい図書館のための提 案があるか。
- ・上記のほか、有効スペースの活用を通じて図書館の活性化に寄与する実現可能な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ・利用者が気軽に図書館を利用出来るように、利用者からの意見を把握し、図書館サービスの質 を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
- ・利用者からの苦情に対する対策(対応)が十分に考えられているか。
- ・利用者の抱えている課題解決を支援する取り組みについて、具体的な提案があるか。

【効率性】

(3) 指定管理業務に係る経費

- ・図書館の管理運営に係る費用が、効果的・効率的で妥当なものであるか。
- ・図書館の管理運営に係る収支計画の内容(収支見積書に記載の人件費・物件費・事業費及び項目など)が、合理的かつ妥当なものであるか。
- ・清掃、警備、設備の保守点検などの業務について、指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われているか。

【適正性】

(4) 管理運営体制など

- ・施設の管理責任者、組織・管理運営体制が明確に示されているか。
- ・運営にあたる人員配置は適正であるか。
- ・運営にあたる人員は必要な資格、経験などを有し、実践能力が高いか。
- ・図書館職員の能力向上 (レファレンス等) のため、内部研修の実施など、研修体制について具体的な提案があるか。
- ・複数の図書館(地区館と分館)を管理するための連携が図られているか。
- ・障害者の雇用に努めているか。
- ・コンプライアンスに関する体制が整備されているか。

(5) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ・利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
- ・利用者が平等に利用できるように配慮されているか。
- ・館内美化に努めるとともに、日常の事故防止などの安全対策(盗難・ 痴漢・暴力行為)や、事 故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ・防犯、防災対策や非常災害時(火災・台風・地震・水害)の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している)
4	80%	優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)
3	60%	普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)
0	0%	劣っている (能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準(=審査項目)	配点	評価レベル							
	及びポイント		構成員					平均	審査	得点
			Α	В	С	D	E	13	結果	
	1 指定管理者としての適性 (1)公立図書館の管理運営に対し									
	する理念、基本方針	5	4	4	4	3	3	3.6	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基 盤	5	4	4	4	3	3	3.6	4	4
	(3) 管理運営実績や専門的知識 を有する	5	4	4	4	3	3	3.6	4	4
	2 管理運営計画の適確性									
株式	【有効性】									
株式会社ヴ	(1) 施設の設置目的の達成に 関する取組み	30	4	3	4	4	4	3.8	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	4	4	3	3	3.6	4	8
イ ア	【効率性】									
ヴィアックス	(3) 指定管理者に係る経費	25	4	3	4	3	3	3.4	3	15
^ス	【適正性】									
	(4) 管理運営体制など	10	4	4	4	3	4	3.8	4	8
	(5) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	4	4	3	3	3.6	4	8
	合 計	100	80	69	80	66	68	_		75
	地元団体に対する優遇措置なし									75
	(1) 公立図書館の管理運営に対 する理念、基本方針	5	3	3	2	4	4	3.2	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政基 盤	5	3	4	3	3	3	3.2	3	3
	(3) 管理運営実績や専門的知識 を有する	5	4	3	4	3	4	3.6	4	4
	2 管理運営計画の適確性									
株式会社(日本施設協会)	【有効性】									
	(1) 施設の設置目的の達成に 関する取組み	30	4	4	4	3	4	3.8	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	5	3	4	3	4	3.8	4	8
	【効率性】									
	(3) 指定管理者に係る経費	25	3	3	3	3	3	3.0	3	15
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	4	3	2	2	3	2.8	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	2	2	2	2	3	2.2	2	4
	合 計	100	71	65	64	57	70	_	67	
	地元団体に対する優遇措置(5点)									72

	1 指定管理者としての適性									
ナカバヤシ株式会社	(1) 八立図書館の答理演賞に対									
	する理念、基本方針	5	4	5	4	3	3	3.8	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基 盤	5	5	4	4	3	3	3.8	4	4
	(3) 管理運営実績や専門的知識を有する	5	5	4	3	4	3	3.8	4	4
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1) 施設の設置目的の達成に 関する取組み	30	5	5	4	4	3	4.2	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	5	4	4	4	3	4.0	4	8
社	【効率性】									
福	(3) 指定管理者に係る経費	25	4	3	3	3	3	3.2	3	15
福岡支店	【適正性】									
占	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	3	3.8	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	4	4	4	3	3.8	4	8
	合 計	100	90	82	74	73	60	_		75
	地元団体に対する優遇措置なし									75
	1 指定管理者としての適性									
	(1) 公立図書館の管理運営に対 する理念、基本方針	5	4	4	5	3	4	4.0	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基 盤	5	4	4	5	3	3	3.8	4	4
_	(3) 管理運営実績や専門的知識を有する	5	3	4	5	3	4	3.8	4	4
	2 管理運営計画の適確性									
T R	【有効性】									
C・ACE共同事業体	(1) 施設の設置目的の達成に 関する取組み	30	3	4	4	4	4	3.8	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	4	4	3	3	3.6	4	8
共	 【効率性】									
事業	(3) 指定管理者に係る経費	25	4	3	4	3	3	3.4	3	15
兼体	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	4	5	4	4	3	4.0	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	4	4	3	3	3.6	4	8
	合 計	100	73	77	83	68	68	3 —		75
	地元団体に対する優遇措置(3点)									78
	1. 脚尺小粉占笠 1 冶土不包 1. 小粉占笠 9 冶以下尺切换了									

^{※「}平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2)検討会における主な意見

①株式会社ヴィアックス

- ・事業のロードマップに、調査、検証、発展という3ステップで、取組みが落とし込まれて おり、組織体でしっかり仕事をされていると感じた。
- 管理運営体制や研修体制については、本部からのバックアップ体制を含めて、評価できる。
- ・職員の給与や育児・介護休業制度などの面でしっかりしているという印象を受けた。
- ・都市部の図書館を管理運営するなどの実績があるが、若松図書館に関して具体的な提案に 欠けており、特徴がない印象であった。

②株式会社日本施設協会

- ・図書館内にとどまらず、地域と連携しながら様々な企画を打ち出していることは評価できる。
- ・これまでの図書館運営の実績があり、利用者の満足度は高い。
- ・管理運営に関する基本的考え方やこれまでの実績については、今回の不正行為により、低 めの評価とせざるを得ない。
- ・また、管理運営体制や平等利用の適正性についても懸念がある。

③ナカバヤシ株式会社

- ・データやエビデンスに基づいており、利用者から見て魅力ある提案になっている。
- ・現場をリサーチしたうえで具体的な提案を行っており、図書館としての役割をしっかり果 たそうとする意図を感じた。
- ・平等利用の面で、障害の理解のためのカリキュラムやステップが示されていた。
- ・全国的に実績があるので、いろいろと試行錯誤しながら取り組めると思うが、実現可能な 提案なのか疑問がある。

④TRC·ACE共同事業体

- ・TRCは、全国で図書館運営を手掛け、九州でも実績があり、安定感がある。売上規模や 財務内容も良好であり、給与の面などにも配慮されている。
- ・ユニバーサルツールの導入で、コミュニケーションがとりやすくなるような取組みを行う など、平等利用の面で評価できる。
- ・全国で実績のあるTRCが、地元密着のNPO団体であるACEと組んだことは、良いマッチングであり、積極性を評価したい。
- ・図書館とACEの強みであるスポーツがどのように連携されるのか、その意義が分かりづらかった。

(3)検討会における検討結果(総合的な所見)

- ・評価結果を踏まえ総合的に検討した結果、TRC・ACE共同事業体が合計得点78点と最高点になったことから、検討会としては、TRC・ACE共同事業体が、指定管理者候補として相応しいと判断する。検討会での議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。
- ・なお、付帯意見として、「TRC・ACE共同事業体は、共同事業体としてのメリットを存分 に発揮してもらいたい」「ACEの強みであるスポーツの視点を活かして、ヤングアダルト層 の図書館利用を促進してもらいたい」「今回新たに応募のあった団体の提案も内容的に見劣り するものではなかったため、機会があれば次の公募にもチャレンジしてもらいたい」を付す。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、TRC・ACE共同事業体を指定管理者候補に選定した。

(1)選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり。

(2) 市における主な選定理由

- ・TRC・ACE共同事業体の代表団体である(株)図書館流通センター(TRC)は、北九州市及び他都市において指定管理者の実績が豊富であり、図書館に関する専門業者として、専門的知識や実績を活かした全国レベルの図書館サービスが期待できる。
- ・TRC、ACEともに財政基盤は安定しており、指定管理期間中における図書館の安定的な管理運営が可能と考えられる。
- ・複合施設内にある若松図書館の特性を活かした提案がされているほか、ACEが持つ地域と のつながりを活用しながら、図書館を日常的に利用していない方にもアプローチしようとし ている。
- ・PDCAサイクルによる適正な予算執行と業務改善の取組みにより、効果的・効率的な図書 館運営を行う計画となっている。
- ・コンプライアンスに関する理念や基本的事項を定めるとともに、個人情報や危機管理対策等 をテーマとした図書館の現場スタッフへの定期的な研修が行われている。
- ・誰もがサービスを利用しやすくするためのユニバーサルデザインの考え方を取り入れた運営 を目指しており、平等利用の面で評価できる。
- ・図書館の運営実績のあるTRCと地元のNPO団体であるACEとの連携により、図書館とスポーツ、健康づくりなどとのコラボレーションによる新たな取組みが期待される。

8 提案額

令和6年度72,799千円令和7年度72,799千円令和8年度72,799千円令和9年度72,799千円令和72,799千円